

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 225,500円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和4年8月18日午後3時頃

(2) 事故発生場所 *****

(3) 事故の内容 ふじみ野市青色防犯パトカー市民パトロール隊の隊員が、青色回転灯付き防犯パトロール車両でパトロール活動中に方向転換した際、相手方の住宅の手すりに接触した。

(4) 被害の程度 手すり及びタイルの損傷

令和4年10月27日

ふじみ野市長 高 畑 博